

◆クラブ育成会について◆

本校の「クラブ育成会」について概略を説明します。別添の「クラブ育成会運営規約」とあわせてご覧ください。

- ① 第1条にありますように、クラブ育成会は、部活動を補完することを目的とし、加入している生徒の保護者の方によって運営していただきます。
- ② 学校の教職員（顧問）が指導する平日の部活動に対して、土・日曜日や祝日などの休業日、夏休み等の長期休業日の一部の期間などは、保護者で運営されるクラブ育成会による活動となります。
- ③ 活動においては、各種目のクラブ育成会から推薦をいただいた社会人コーチの方に、指導にあたっていただいています。
- ④ 休業日は基本的にクラブ育成会と社会人コーチの方で運営していただきます。そのため、土・日曜日等の活動時間帯には、所属する生徒の保護者の方が、交代で当番にあたっていただいています。
- ⑤ 活動日や活動時間帯については、各クラブの育成会で相談をして計画を立てていただいております。第11条に「適正な活動時間の管理」、第14条に月別の活動時間帯の記載があります。なお、活動時間等については、岐阜県および岐阜市の指針に基づいていますので遵守ください。
- ⑥ 第24条にあるように、クラブ活動に参加をするために登校する場合には、自転車を利用しても構いません。必要に応じて「自転車利用通学許可」を申請してください。なお、自転車の形や種類、色の規定はありません。ただし、自転車に乗る際には、ヘルメットの着用を必ずお願いします。ヘルメットの指定はありません。
- ⑦ クラブ育成会の運営に際して、クラブ育成会ごとに集金等があります。必要な用具の購入もあります。新1年生には、おおまかな活動経費をまとめた案内文書を配付しています。
- ⑧ 生徒の安全確保に最大限の注意をし、熱中症や新型コロナウイルス感染症等の対策を行っていきます。感染拡大防止の観点における県や市の方針を受けて、活動日程や内容について制限が入ることがあります。